飼育動物診療施設における法令遵守等意識向上への取組み

姫路家畜保健衛生所
○大田秀樹、森本優、嶋田雅之、村上歩

【はじめに】

近年法令違反等による獣医師の行政処分が増加傾向にあり、本県でも法律に抵触、もしくは抵触が疑われる事案が発生している。

そこで、獣医師の社会的信用の確保や、関係法令の遵守と意識向上のため、獣医事講習会を中心として指導を実施したので概要を報告する。

１　獣医師法第１条には獣医師の任務として、動物に関する保健衛生の向上、畜産の発展及び公衆衛生の向上に寄与することと謳われており、法律の性格上、業務と名称を独占する従事者の身分を示した、いわゆる資格法であり、社会的責任が明記されている（表１）。

表１ 獣医師法第１条

獣医師法
（昭和二十四年六月一日法律第百八十六号）

＜獣医師の任務＞（第一条）
　獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによって、
①動物に関する保健衛生の向上及び
②畜産業の発達を図り、あわせて
③公衆衛生の向上に寄与するものとする。

＜資格法＞→社会的責任を規定
業務及び名称を独占する
従事者の身分を示す

２　診療施設の設置状況

本県には622の飼育動物診療施設（以下、診療施設）があり、全国で７位、西日本では大阪についで２番目の設置数となっている。次に管内では28年10月現在で536施設が存在し、そのうち490施設が小動物物及びその関連施設、残りの46施設が産業動物関連施設及びその他施設となっている。それらの施設は神戸市を中心とした阪神地域に2/3にあたる366施設が設置されている。５年前の平成23年度からの推移を見ると産業動物関連施設は３施設減少、小動物関連では38施設増加し、さらに都市部に集中している（表２）。

表２ 飼育動物診療施設の状況

飼育動物診療施設の状況　表２

兵庫県：622施設（全国での施設数第7位・西日本では大阪に続き第2位）

業態別施設数（管内）

	H23年	H28年
産業動物（ほか	49	46
小動物・関連	452	490
合計	501	536

（H28年10月）

施設の設置場所別

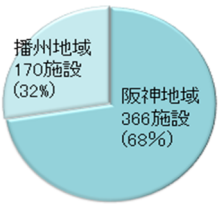

３　獣医師に起因する法令違反

当所管内での直近５年間に獣医師に起因する法令違反を示す。ペットショップ内での無資格診療や麻薬及び向精神薬取締法違は獣医師の業務に関連し、送検された事案である。インターネットによる犯罪と、自動車運転過失致死傷罪での事案は業務停止１年の行政処分を科されている。いずれの事案もコンプライアンス意識の低下によるとも考えられる（表３）。

表３ 獣医師に起因する法令違反（直近５年間）

獣医師に起因する法令違反（直近5年間）

＜管内の事例＞

◆H27 獣医師法17条・医薬品等法違反→＜送 検＞
（ペットショップ内の無資格診療・投薬）
◆H27 麻薬及び向精神薬取締法違反 →＜送 検＞
（麻薬の無免許施用）
◆H27 インターネットによる犯罪 →＜送 検＞
◆H26 自動車運転死傷処罰法 →＜禁固2年6月＞
（行政処分）＊業務停止1年

コンプライアンス意識の低下

４　過去５年間での情報提供・照会・苦情等

管内での獣医事に係る情報提供、警察からの照会、苦情等については過去５年間で40事案があった。その中でも診療業務による情報提供が15件と最も多く、次に警察からの捜査に係る照会が 10

件、広告に関する事案８件、地域住民の苦情および開設届に関する事項その他の順であった(表４)。

表４ 情報提供・照会・苦情（直近５年間・40 事例）

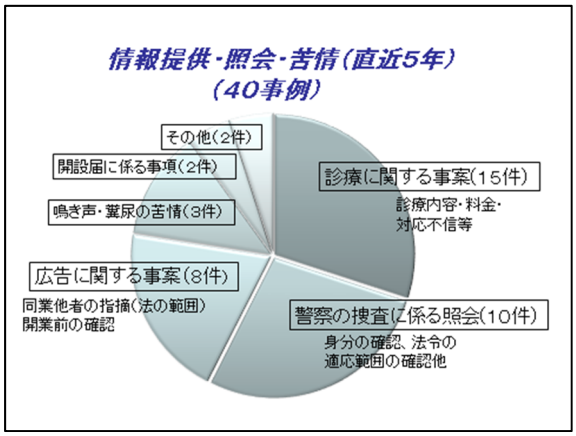

診療に関する項目は、診療内容へのクレーム、過剰診療の指摘、また料金の過剰請求などとなっている。警察署からの捜査事案にかかる照会については､獣医師の身分確認､施設の届出状況確認、法令の適用範囲の確認照会がこれにあたる。しかし、大半が捜査事案のため、当所は関与することができず、新聞等で公表されてから情報が明らかになることが大半であった。

広告については、獣医療法で規定されている内容を安易な判断で広告に掲載したことから同業他者から指摘を受けた事案となっている。

苦情事案では、対応が不十分なため、近隣住民との 3 年にもわたる苦情となっているものも見られる。警察の捜査事案を除き、これらの大半は、診療獣医師の不十分なインフォームドコンセントや、法令等の理解不足で問題が提起されていることが窺える（表５）。

表５ 情報提供・照会・苦情の概要

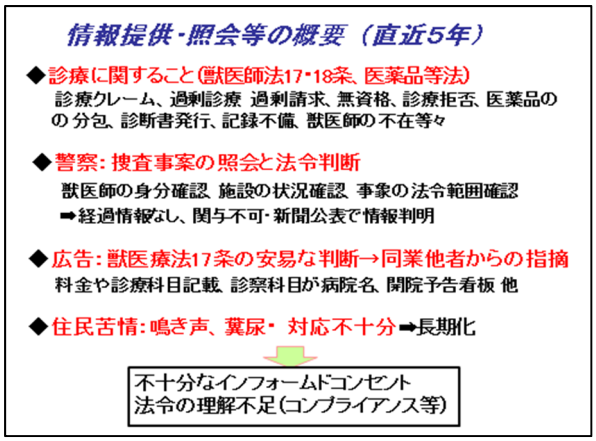

５　診療施設への指導（１）

当所では、診療に係る情報提供等も踏まえたうえで、新規で開設された診療施設を中心に立入指導を実施しており、獣医療法に示す届出事項の内容確認を中心として、診療簿等の記録をはじめ、エックス線設置施設での防御記録、順守事項及び広告の制限等の確認等の指導を実施している。

併せて情報提供や苦情等の対象施設では、その内容により、獣医師からの聞き取り、現地確認などを実施し、改善策を提示することもある。

これら診療施設を立入りするなかで、診療獣医師の見解として、「知らなかった」、「改めて認識した」という場面もあり、法令の認識不足や、学習の場の不足等があるのではないかと考えられる（表６）。

表６ 診療施設への指導（１）

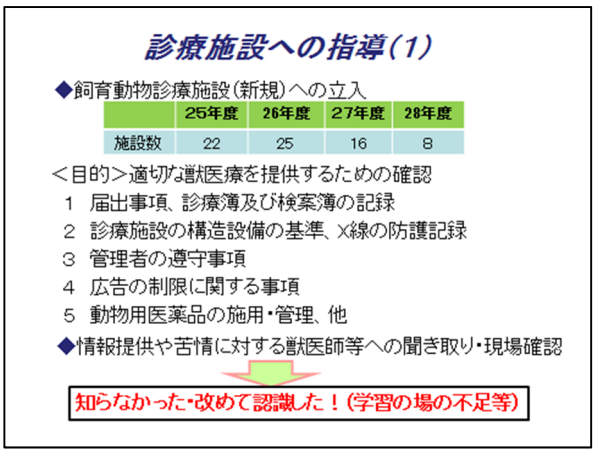

６　診療施設への指導（２）

今年度には診療獣医師を対象として、獣医事に関する講習会を兵庫県獣医師会共催及び神戸市獣医師会の後援を得て開催した。

講習では法令の解説に重点を置き、当所から、獣医師法と獣医療法、県庁畜産課から動物用医薬品の適正な使用に関する事項､県庁薬務課からは、医療用麻薬の適正管理について解説した(表７)。

また、開催に先立ち、獣医療法で規定されている診療施設開設時の確認事項を中心に認識度の調査を行った。獣医療法に基づく広告の制限や、劇薬の区分管理、及びエックス線診察室の標識、注意事項の掲示については 90%以上で認知されていたが、エックス線定期検査の必要性、当所のホー

ムページ活用では、約半数しか認識されていなかった（表７、８）。

表７ 診療施設への指導（２）

診療施設への指導(2)

＜獣医事に関する講習会の開催＞

目　的：獣医師業務推進のための関係法令解説
主催等：県獣医師会と共催、神戸市獣医師会の後援
参　加：120名

1 獣医師法・獣医療法
飼育動物診療業務の制限・診断書の交付等(獣医師法)
診療施設開設の届出・X線防護・広告の制限等(獣医療法)

2 動物用医薬品の適正使用
診察に基づいた投薬・処方(獣医師法)及び販売
要指示薬品制度・毒劇薬の取扱い

3 医療用麻薬の適正管理
麻薬の免許制度・取扱い・諸手続き

表８ 獣医事アンケート

獣医事アンケート(122件/486件・回収率25%)

＜目的:新規開設時及び変更届等認知度の確認＞

	認知度(%)
○診療施設の広告制限	98
○一般薬と劇薬の区分管理	92
○エックス線	
(1)診療室の標識・注意事項掲示	97
(2)使用記録の保存	83
(3)定期検査の必要性	54
○開設届事項の変更等は10日以内の報告	63
○家保HPの様式ダウンロード・情報発信	52

当所のホームページのトップ画面の中ほどに獣医事・人工授精事の欄に関連情報を掲載し、そのページのバナーから、詳細説明に入った画面を示す。このページには、各事項のより詳しい説明と提出用書類の様式、関連情報のリンクなどを納めており、本年度届出となっている獣医師法第22条の届出様式をここから印刷できる設定としている。

7 問題と今後の対応

獣医師が送検されるような法令違反の増加や不十分なインフォームドコンセントに係る苦情や通報の発生を踏まえ、当所の取組みとして、立入指導時での関係法令の解説、継続的な講習会の開催、またタイムリーな情報提供やホームページの情報発信の充実など引き続き進めていく。

一方獣医師会の取り組みとして、この月末には獣医師職業倫理講習会が開催予定であり、さらに今回の講習会の内容が会報へ連続掲載されなど反響があった。さらには仲裁事案等の情報収集体制も整備されつつある。

今後も当所と獣医師会等の連携と情報の共有を進め、問題解決に取り組みたいと考えている。これらの取り組により、獣医師道の再認識につながり、獣医師の社会的信用の向上と、地域社会への貢献に寄与するもと考える(図1、表9)。

図１ 当所のホームページ

兵庫県家畜保健衛生所ホームページ(2)

表９ 問題と今後の対応

＜問題と今後の対応＞

送検されるような法令違反

インフォームドコンセントに係る苦情・通報

当所の取組み
- ◆立入指導時の関係法令の解説
- ◆継続的な講習会の開催
- ◆タイムリーな情報提供・届出様式配付及びHPの充実

獣医師会の取組み
- ◆獣医師職業倫理講習会開催 H29年1月29日（農水省及び当所講師）
- ◆会報への連続掲載
- ◆仲裁等事案の情報収集

連携と情報共有

獣医師道(獣医師法第5条)の再認識
獣医師の社会的信用の向上と地域社会への貢献に寄与